

## 『三代集之間事』読解

川 平 ひ と し

小稿は『三代集之間事』(以下『間事』と略称する)の内容を、定家の問題として読解する試みである。

\*

最初にテキストに関連して一言しておきたい。『間事』の本文については、定家自筆本の原態を留めているとされる伝本に基づいて原態の復元が試みられた(野口元大氏<sup>(註2)</sup>)。ことにより、基礎的な課題の一つは既に解決されているように思われる。しかし幾つか現存している伝本を引き較べてみると、書誌をめぐる問題には——成立事情、執筆の目的や対象など、本書の基本的性格に関わる問題をも含めて——なお検討すべき余地が認められる。それゆえ書誌的な追究は依然として要請されているのであるが一方、先ほど述べたような本文復元の現段階を踏まえた上で、一步進んで本書のもつ内在的な論理——言い換えれば定家の論理——そのものを探索することは今日ますます必要であり、積極的に読解を施す作業を通して、改めて

書誌の問題を把え返すという視点もまた求められていると思う。

\*

読解を進める上で常に顧慮しなければならないのは『間事』の位置である。そもそも本書は『頭註密勘』に続く著作であり、内容上はのちの『僻案抄』と密接に関連していることを思うなら、何より、老年期定家の註釈的営為の過程を見渡しながら本書の担っている位置を考えることが重要な課題となるだろう。『間事』の成立年次は、巻末に付された定家の奥書<sup>(註3)</sup>、

貞応元年九月七日 非器重代哥人藤定家

によって明らかである。貞応元年(1222)は定家六十一歳。当然ながら、本文内容を右の時点と結び合わせて如何に読むかが問われるであろう。以上のような課題に留意しながら読解を進めたいと思う。

# 1 論理の枠組

一体『間事』に示されている定家の論理はどのようなものだろうか。最初に当の論理の大筋をおさえておきたい。但し『間事』の記載形式は、歌を掲げた後に逐一註文を付してゆくという通常の註書のそれとは異っている。一見すると断片的、未整理であり、一首全体の解釈が集中的になされているのではなく、一定の見説や思想が演繹的に説述されているのではない（——こうした性格を如何に位置づけるかは一つの課題であるが）。極言すれば註書の体裁を成していない。従ってそれら断片的とも見られる言説を綴り合わせ論理を再構成してみる必要があることになる。

さて『間事』の内容は後撰集の註（以下、後撰註と呼ぶ）拾遺集の註（拾遺註と呼ぶ）の、前後二段に分れる。いま特に、各々の段の冒頭に着目してみる。それらの部分においてすでに定家の論理の要点を窺いうるように思われる。

**A** 古今哥事、大略去年事次勘注、／後撰集之中、自他之説不同事  
**B** 拾遺集

於此集は未受一部之説

**A** の前半「古今哥事……勘注」は『頭註密勘』における註釈作業を指していると解される。従って「去年」は『間事』の成った貞応元年の前年、承久三年を指していよう。これを『頭註密勘』の定家跋文に照らして解すると、頭昭の古今集註書に接して、同書を直接の媒介として一々勘注を施したという事情を、この時点で定家は

「事次勘注」と記したことになる。「事次」とはいかにもさりげ無い物言いであるが結果として成った『頭註密勘』自体は、頭昭註をも包み込んだものであるゆえに、定家の手になる三代集註釈書類の中では量の上で最も大きなものである。いま注意しておきたいのは**A** の、右に見た一文から、『間事』を著すに際して定家は、前年みずから行なった註釈作業を充分に意識していることが知られるという点である。

さて右の一文のあと**A** の、続く後半の一文には「後撰集之中」云々として以下「一作者事」「一詞事」「一和歌事」の三項に分けて後撰註が置かれ、そのあと前掲**B** の如く「拾遺集」と端書した上で拾遺註が付されているのである。こうして冒頭の文辭に注意しながら『間事』の構成を辿ると、ここに定家の意識の連なり、或いは認識の形というべきものを抽出しうる。すなわち定家の認識の中では、『頭註密勘』の作業を引き継ぎ、但し既に註解を施した古今集を除外して、本書においては新たに後撰・拾遺について註するのであること、言い換えれば『頭註密勘』を承けて『間事』と合わせて〈三代集〉について、勘註するのであるという見通しが、一つの課題としてこの時点で明確に自覚されていたことを知りうるのではなからうか。

このように見ると、本書の名称そのもの持つ意味もまた決して小さくないであろう。書名は伝本によって次の三通り存する。

(1) 三代集之間事

島原松平文庫本・北岡文庫本・九州大細川文庫本・広島大國文研究室本

(2) 三代集間事 野口元大氏藏本・彰考館本・彰考館一本・神

宮文庫本

(3) 三代集間之事 陽明文庫本・書陵部藏御所本

但し以上は外題について見た場合である。内題はと言えば、諸本等しく(1)の形で、いずれも前掲Aの直前に「三代集之間事」の端書をもっている。本来の形はこれであろう。更に言うなら、例えば定家自筆本の臨模本と目される野口氏藏本も例外ではないのだから、<sup>(註5)</sup>「三代集之間事」は定家じしんの命名になるものと積極的に推定してよいと思う。<sup>(註6)</sup>こう考えるとき、後撰・拾遺の註解書である本書の冒頭に、先掲Aの如く、ことさら古今の註解作業を引き合いに出して記していた理由も納得されよう。即ち、冒頭部の記載は書名と相補うものなのである。重要なのは、書名そのものの中に、「三代集」を視野に収めて自己の営為を把えていた、定家じしんの見通し或いは展望を確認できることである。この展望こそ、『間事』の論理に見られる第一の軸として先ずおさえておきたい点である。

さて、このような展望のもとに定家が記すのは、後撰註の場合で言えば、Aの後半に云う

後撰集之中、自他之説不同事

である。ここで注意されるのは、註解を施す上での定家の主要な関心事は、飽くまで〈説〉にかかわっていることである。『間事』全体を通過してよく知られるように、定家は後撰・拾遺をめぐる様々の〈説〉を掲げているが、引用の形式は概して直接話法的であり、〈説〉そのものが露わに例示・並列されているというのに近い。ち

なみに特定の説を直接的に引用している箇所末尾に見える「云々」、「云」(……ト云フ)、「者」(トイヘリ)の語を数え上げると、

	後撰註	拾遺註	
云々	8	2	
云	0	1	
者	1	1	

の如くであって、分量のみからすると零細な書と見做すべき『間事』の中に、目に立つ程多く用いられている。これを一つの目安とすることができよう。あたかも註解と〈説〉の記述とが同価のものとして把えられているかのような在り方を示しているのである。これは、無意識のうちにそうなったと云うよりは、冒頭に「自他之説不同事」と記したことによって予め方向づけられていたものであり、むしろ意図的に選択された形態であったとすべきであろう。ともあれ関心事としての〈説〉あるいは〈説〉への傾斜が著しいという特徴を見ておきたい。

重要なのは当の〈説〉の内実である。「自他之説不同事」とある通り、自らの説と他に属する説との相違点を示すことが意図されているのは明らかであるが、論理の必然としてその背後に、自説・他説は互いに異った内容と価値とを備えて現存しているという認識のあることもまた自ら明らかであろう。そして定家の根柢は無論「自」らの説、自説であるはずだ。ではその自説の内実は何か。

この点は眼を拾遺註の冒頭に転ずることにより、一層限定して把えることができる。すなわち先掲Bには(書下して示すと)「未だ

一部の説を受けず」とある。「一部」はこの場合、一部分の意ではなく、(註7)と、纏まりという程の意に解しておく。つまり拾遺については、後撰の場合とは事情を異にしていて、纏まった一揃いの説を受けていないというわけである。拾遺註の発端でまず何より「説」を受けていないことを断わっている——ことさら強調している——のである。これを裏返して読めば、記すべきは「説」であり、それとは異なる自らの説であるが、当の「説」の基盤となるのは「受」けたところの説であることが予め前提とされていることを知りうるはずである。「受」けた説という概念は、これ以前にも古今・後撰の校訂作業を通じて、定家じしん何度か用いてきたところであるが、この度は「受」けた説を註書の形式で明示しようとするのである。

以上、定家の論理を大づかみにしてみた。要点をとり纏めると次のようになろう。

- (1) 〈三代集〉註釈作業という課題が一つの展望の中で把握されていること。
- (2) 註解する際の最大関心事は「説」を提示するところにあること。

- (3) 自説・他説の区別が自明のものとして扱えられていること。
- (4) 拠るべき自説の基盤にあるのは「受」けた説であること。

これらは『問事』を構成している幾つかの軸であり、これらの軸の交差するところに定家の論理の枠組を想定することができる。では当の枠組を繋ぎとめているものは何だろうか。右の諸点を

結び合わせて敢えて抽出してみると、それは自らの——そして自家の——三代集の説を確認しようとする定家の指向、或いは目的意識であることができる。では更に、そうした定家の指向性の根底にあってそれを支えているものは何か。『問事』の記事そのものをもとにすることによって、もう一步定家の情況に立入って右の問いを尋ねてみたいと思う。

## 2 定家の情況

次に引くのは後撰註の末尾の部分である。(註9)

C 古今後撰兩集、雖具受師説、近代称和哥／中興之時、尊卑多編柿本山辺之詞、／群賢滿朝、和哥盛興、皆誇其能又長其道、／於不肖之末生無一言之諮問、仍視聽之／所及未出口外、\*C已過六十算、今依為且／暮之身、愁所注秘奥之説也

著述の趣旨を包括的に述べており、一見『問事』全体の末尾に据えられてもよいような内容を備えている。(註10)それゆえ定家の志向を統一的に掴むことができると思われる。趣旨は大きく三つに分かれている。言い替えて示すと次のようになろう。

- (1) 古今・後撰の二集についてはつぶさに師説を受けたこと。

(2) 近代、和歌の隆盛に際会して歌壇には多数の才能を恃む歌人らが輩出したこと。不肖の末生たる自分などは諮問に与るような余地もなく、従ってこれ迄自己の知見を口外することもなかったこと。

- (3) 齢六十を過ぎて明日をも知れぬ今、こうしてなまじいに秘奥の

説を注すのであること。

(1)は自らの説の抛り所を示した部分である。師説を受けたとして古今・後撰を挙げているが、拾遺の名の見えないのは、前節で見た拾遺註冒頭(B)の記載を裏付けるものであろう。いま定家の情況を窺うという当面の立場にとって重要なのは、続く執筆以前の事情を述べた(2)と、執筆の動機を述べた(3)とである。

先ず(2)は、従来なぜ自己の見解を披瀝しなかったのかという理由を述べている。書かれているところを論理立ててみると、その理由には二つの側面があることになる。一つは「近代」の歌壇状況、もう一つはその中であつて特に意見を徴されることも無かつた(註11)という定家の側の状況である。勿論「不肖之末生」等に色濃く現れている通り、これらの文辞の中に謙退の表現を見るべきであるが、更に進んでそのような文彩の中に、外なる状況——この場合歌壇の状況——をよくよく観察しながら自己の認識の水準を見定めようとしていた定家の姿勢を読みとりうるのではなからうか。

ところで定家にそのような判断と姿勢とをもたらした「近代」とは何時を指しているのか。『間事』にいま一箇所ある例を併せ考えると、必ずしも時期を厳しく限定して用いているのではないようにも見える。「群賢滿朝、和哥盛興」というような歌壇の活況期を指している点や、語られている貞応元年という時点を考慮しながら仮りに「近代」を狭くとれば、順徳院歌壇期を、やや広くとれば後鳥羽院歌壇期をそれぞれ想定しうるだろう。或いは右の両期を含めた幅広い時期——広義の新古今時代——を指しているのかも知れない

(註14)ともあれ定家は「近代」を経験したわけだが、当の時期をくぐり抜けながら、そして同時に「近代」の状況をやや対象化する眼差しを保ちながら、註積的な作業に関する自らの認識が徐々に発酵するのを慎重に待っていたのであろう。定家の内なる過程と呼ぶべきものを、これらの行文の中に窺うことができるのではないか。従つて(2)は、口外しなかつた事情を述べる反面で、ようやく此処に至つて何がしか自己の知見を開陳すべき時を迎えたと云っているのだとも読めよう。

さてこうして至り着いた所はと言えば、其処は(3)に云われているように、最も個的な領域である。即ち、不可避的に訪れてくる老いと死の自覚とが語られている。その自覚こそが『間事』の著作を促した主体の側の動機だというわけである。

こうして読むと(2)と(3)はいずれも、註積的營為へと踏み出させた促しは何であつたかを、二つの面から述べているのだと解される。当の促しを、(2)の場合は外なる状況から把えて状況論風に——直接には敢えて自己の識見を口外しなかつた理由として——述べており、(3)は、内なる状況の側から、今こうして著作する主体的な契機として述べていると理解することができよう。

こうしてCを読むことにより、内・外の状況に目を配りながら、自己の内発的な成熟を熟視している定家の情況を臚げながら推測しうる。今そのような情況のおもむきを強いて図式化すると、共同の場もしくは公的な領域から、個的な世界もしくは私的な領域へと向う精神のヴェクトルというように把えることができるのではなから

うか。このような理解を許すような根拠が幾分かは存在するように思われるのである。即ち、こうした精神の境位は特に『間事』執筆の頃、定家によって強く意識されていたものようである。この間の消息を伝えるものに次の言葉がある。

貞応元年九月初三日戊申書之。依老病去官職堀田里之秋也。

類齡六十一。同四日校了。

戸部尚書藤定家

これは後撰集貞応元年書写本に見られる定家識語の最末部分である。定家は右の日付の約半月前の八月一六日、参議を辞している（公卿補任。但し同時に従三位から正三位に叙せられている。民部卿はもとのまま）。傍線部はその頃の定家の心境を窺わせるものであり、先程述べた、個人的な世界への傾斜と言うべき状況をよく示している。日付の九月三日、四日は『間事』成立のはんの数日前である。『間事』もまた右に書きつけられているような心境のさ中で執筆されたのだとしてよいであろう。

ここでやや粗く視野を拡大すれば、こうした精神的な方位の移りゆきといった事態は、承久の乱後の情況、新古今歌壇の解体直後の、掘るべき共同の場を失った定家の情況そのものとも重なり合はずである。思えば『間事』奥書の署名

非器重代哥人藤定家

にしてすでに私的な発語の響きを持っていた。遡って前年の、三代集に関する註釈的作業への踏出しに当る『顯註密勘』の跋文末尾にも又、

承久三年三月廿八日雨中注三付之

八座沈老在判

の如くあつて、<sup>(註15)</sup>同じく個人的な世界での発語と言うべき気分を漂わせている。<sup>(註16)</sup>これらの響きを増幅して聞くと、定家にあつては註釈的な営為そのものが、共同の場を離れて個人的な領域へと収斂してゆくという精神のヴェクトルに支えられて存立していたのではなからうか、とも想像されるのである。<sup>(註17)</sup>

以上の論理展開を前節における論述と結び合わせて言えば、見てきたような定家の情況こそは、先に指摘した『間事』の論理の枠組をもたらしただけのものであり、同時にそれは、定家の指向そのものを根底において支えていたものと密接に通底しているということになるであろう。では、こうした様相を含みもつ定家の内的過程とも言うべきものは『間事』の中にどのように現れているのか。次の課題は、（見て来たような）情況に発して、定家の認識はどのような形をとるに至るかを具体的に尋ねることであろう。即ち『間事』の註文そのものに分け入ってみたいと思う。

### 3 〈説〉の諸相

先に指摘した通り、註解を付す際の、定家の最大関心事は〈説〉であつたと考えられる。多くの様々の説の中で、最も記されるべきは、定家自身の説、自説であつたはずである。自説に相当する概念は、後撰註の末尾近くに見える「視聽之所及」（前節所引C）である。拾遺註の終りにも又全く同様に「視聽之所及粗注之」云々とあ

る。いずれも両註の結末辺りに見えるのは注意される。この言回しは、いま記す両註の内容そのものは、自らが見出し理解しえたところに他ならないことを、定家じしん充分に意識していたことを示すものであろう。従って私たちは直ちに定家の「視聽之所及」を読めばよい。しかしながら「問事」には、定家の知見が直接的に一義的に説述されているのではない。当の知見は実は種々の説に媒介されているのである。従って定家の認識の形を尋ねる為には、参照・引用されている諸説を、説毎に腑分けしながら、定家の各説への対し方を迎ってみる必要がある。

### (i) 清輔説

定家の知見にとって重要な媒介となっているのは、まず第一に清輔とその説である。最初に後撰註について見てみよう。予め言え、問題の内容に応じて、定家の対応も次の二種類の場合に類別できらる。

(a) 清輔本の本文を参照し、自家のそれとの相違を示す場合。

(b) 文字通り清輔説をとり上げて、清輔の解釈を問題にする場合。

(a)の例は一つのみで、後撰註冒頭の「一作者事」に次の如くあるのがそれである。(以下註文の引用に12…の通し番号を付す)

1 おほつふね 清輔朝臣本 大津少将

家説 おほつふね

師説 前左衛門佐基後(以下略)

後撰恋二(635・660・697)に見える「おほつふね」の作者名表記の

問題である。定家は清輔本を参照しつつ、同本の表記「大津少将」を採らず「家説」である「おほつふね」に依拠する。続いて「師説」と断つた上で「おほつふね」を採る理由を記述している。当の理由は結局それが「此集之習」(此ノ集ノ習ヒ)であるとするとものである。ここで対し清輔説という相で見えておきたいのは、清輔本の本文を「家説」と対立するものとして掲げている点、言換えれば清輔説に対応せしめて「家説」を確認している点である。このような「対置」という側面を先ずおさえておきたい。

次に(b)の類に属する例を見る。清輔説を取り上げるのであるが、これにも二つの経路が存在する。一つは、俊成の「庭訓」を通じて清輔説を問題にしているもの。もう一つは、おそらく定家自ら『奥義抄』を直接参照して清輔説をあげつらうものである。より集中的に見られるのは後者であるが、一例だけ存する前者の例を先に見ておこう。

第三項目に「一和歌事」として九首採り上げている内の五首目、伊勢の海のみまてかたいとまなみながらへにける身をそうらむる (後撰・恋五・917)

に見える(但し歌本文としては第三句までのみを掲出)歌句「あまのみまてかた」の本文と解釈をめぐる問題である。註の記載は、先ず「家説」は「海人の蛤かた」であり、これは「金吾所授」(即ち基俊より伝えられた説)に基づいていることを云う。その後「庭訓」を添えており、清輔説への言及はその中に見られる。この「庭訓」の記事は『奥義抄』の成立過程を伝える一資料として注意され

るものであるが、いま必要なのは清輔説への対応如何を見ておくことである。

かつて崇徳院より(俊成に対して)、「清輔所献之和哥雜抄」の「得失如何」を申すよう求められた際に(俊成の)奏した見解を引用しているが、中に清輔に対する批判が見られる。即ち、当初「和哥雜抄」には右の歌について「あまのまくかたと書て未勘と注作」(清輔は「あまのまくかた」の本文を採り、その釈義等については「未勘」と注しなしてあつた)という事実があつた。のち二条院の時、清輔は「蒔瀉」(まくかた)説の証拠を書出し、しかもこれは「重代之家」(自家を指していよう)に「相伝之説」だと銘打つた。先年「不可注、未勘」としておきながら後日由緒ある説が存するかの如く云うのは矛盾であり、「頗無其謂事欺」——「庭訓」の趣旨を大把みにすると右のようにならう。俊成は、このように清輔の態度・手続きを論難しつつ「まくかた」説の根拠を疑うのであるがその反面で、「所習之説」(先掲の「金吾所授」と重なるだらう)である「まてかた」とその語義を強調するのである。「庭訓」を祖述している定家もまた俊成の清輔批判を受け容れ追認していたのである。こうした清輔説に対する「批判」という側面は「詞事」や「和歌事」の他の諸例において更に如実に現れている。例を通して見てみよう。

2 こよひかくなむる袖のかかぬ八月の霜をや

秋と見つらむ

秋云 月のしも このあたる所也

家説 聊も深心なし

只月と見て霜のをきたるへ秋にや

と思よし也

「和歌事」の一首目(掲出歌は夏・214)。「秋云」は『奥義抄』の記載を指していると考えられる。即ち同抄「中釈」の後撰歌を註した中に右の歌も見える。同抄掲出の歌本文は第三四句「つゆけきは月のかさをや」であり、釈義もこの本文に従ってなされているが(『日本歌学大系』一の解題に云う)「流布本」所見の註文に、

裏書追勘、此義なほ心ゆかず思、処々数本を引みるに、月のしもをや秋とみつらむとあり。此心は夏のよりは秋なればこの月のしもは秋にてあるべけれども、この月そらの月にそへて月のしもとはこのいたる所をいへるにこそ。さてこゝろをあきとみつればつゆけきにやとよめるにこそ。

とあり、『間事』の先掲「秋云」以下は、右に傍線部を付した処と正に照応している。即ち、『奥義抄』の解釈と「家説」の解釈とを併記しているのである。(註18)ここでも(1)で見たと同様、清輔説に家説を対置する様を見ることが出来る。そしてこの場合は、「聊も深心なか)に現れている如く、批判的対置とも言うべき形を示している。

「和歌事」所掲九首のうち、終り三首と先掲した「あまのまてかた」の例とを除く五首は全て右の2と同様の記載形式となっているのは注意される。いずれの場合も掲出歌の後に、「秋云」……「秋之」……云々……「……なと注之」の如く記して『奥義抄』の註文の



要点を略記し、これに対して、「家説」「此説」(これに対する説、の意か)「此哥」の如く断つて自家の説を併記しているのである。ちなみに「釈」<sup>(註19)</sup>云々の形で『奥義抄』を参照する例は『八雲御抄』などにも見られる。しかし『間事』の右の諸例の場合特に注意されるのは、『奥義抄』の名を何ら示さず、<sup>(註20)</sup>「釈」云々が直ちに同抄の記載を指している点である。当然ながらこれは、特に『奥義抄』の所説を主たる対象にして、これに自家の説を対置しつつ検証することが自明の前提となっていたことを意味しているであろう。そうになると、遡って『間事』冒頭近くに「自他之説不同事」とあった言葉が改めて想起される。即ち以上の諸例に基づくと、先の言葉に云う「自他之説」、即ち他説ないしは他之説の主たる対象として想定されているのは、もっぱら『奥義抄』所載の清輔説であり、同説を自らの説に対するものとして定家は把握していたのではないかと考えられるのである。

以上の検討を通して、清輔説への対応に見られる〈対置〉〈批判〉という側面を指摘したが、ところで定家の対応は、清輔説を単純に否定する一方でもないことに留意しなければならない。例えば拾遺註の最末に次の如くある。

3 かの見ゆる池辺ニたてるそかきくの  
しけみさえたの色にてこらさ

#### 清輔朝臣説

仁明天皇好黄菊給、仍号承和菊云、<sup>(知)</sup>是常説也

(中略)

聖代明時之年号、自大宝以来幾多／天平延暦未為植物之名、以近代／承和改和字為加字用菊事、／尤短才之所称出歟、是又雖非彼朝臣／之所為、其源出於人今案歟

定家は先ず、そかきく＝承和菊説を清輔説と明記しつつ掲げる。

先々の例と同様、同説は『奥義抄』の註文に見えるところでもあり<sup>(註21)</sup>。更に同説を、一般に支持され流布している説、「常説」と見做すのであるが、結局定家はこうした解釈を斥ける。その限りで清輔説を批判していることなる。但し末尾二行に見られる通り、定家は清輔に対して言わば弁護的である。承和菊説はもとより清輔が言い立てた説ではないとし、清輔の認識を「短才之所称」「人今案」の水準とは一線を画して区別していることは興味深い。こうした好意的とも見られる評価がより一層親密になされて、清輔説への共感から、進んで同説を援用するに至る例も見られる。例は遡ることになるが、後撰註の最末、「さくさめ」とし<sup>(註22)</sup>をめぐる説の条で、「清輔朝臣所注追考と書之中ニ」見える説と、自家に長く継承されて来た「秘説」とが暗合することを「可謂有興」と評しているのはそうした例である。(この条については後述する)

先に見た対置・批判の側面と、右に見るような親和的な側面とを共々含み持っているのだとすれば、定家の清輔説への対応は、決して一義的ではないことになるであろう。顧みると、こうした態度は『顯註密勘』における顯昭説への対応にも夙に見られたところであり<sup>(註23)</sup>、更に此の先、清輔説以外の説々への対応を検討する際にも、しばしば眼にすることになるはずである。或はこうした、対応におけ

る非一義性とも呼ぶべき在り方は、定家の内的過程を探る上で、意外に肝腎な点の一つであるかも知れない。

#### (ii) 師説

冒頭「作者事」に既に見られたように(先引1の例)〈師説〉とは、基俊の説を指すこと、基俊から俊成へと継承された説であること、他家の説に對置すべき説の根拠・母胎となつてゐること、師説―庭訓―家説の経路で昇華されてゐること——これらの諸点はここに至るまでの検討や掲出した記事からも明瞭に察知されるはずである。この先の課題は、この〈師説〉概念の性格を更に追究してゐることであり、特に〈師説〉に対する定家の対応をここでも探つてみるべきであろう(その際、俊成の対応をも併せて吟味する必要がある)。「間事」中に「師説」の概念は四度用いられてゐる(後撰註に三、拾遺註に一)。この他に類概念として、

金吾所授・金吾説・彼人説・金吾之説・所習之説

を挙げることができる。さてこれらを仔細に読んでみて、改めて注意すべきことがあるとすれば、それは如何なる点だろうか。

第一に、拾遺註に「師説」の見えるのは注意される。同註に「御撰証拠等略而注之」(拾遺集は花山院御撰たることの証拠等を略記するの意)として歌を掲げた中の五首目に、

#### 4 又師説云

あさまたき嵐の山のさむければ／もみちの錦きぬ人そなき

(秋・210)

法皇令書此集給哥如斯、／作者公任卿成憤鬱、殊有存旨、／ちる

もみちはをと詠了、更推而不可被改、／企抄出之意趣大略発目

此哥云々、

の如く見える(傍線部)。この「師説」は即ち基俊説と見做すべきだろう。しかし先に見た通り、拾遺については「未受一部之説」という事情があつたはずである。いま右の二点に折合いをつけて理解するなら、定家は拾遺の説を、確かに一纏りの形では受けなかつたが、部分的には基俊説を聞き及ぶことはあつた、右はそのような例である、ということにならう。このような推測は先引の「御撰証拠」云々の少し前にある次の記載によつても一定の裏付けを得られるのではなからうか。

微臣幼少之昔、初／提携古集古哥之日、披見此集、忽抽／感懐、愚意独慕之、窃雖握翫之、／於亡父之眼前未説之、但僅聞

其説／事等

右は拾遺集に對する好尚を開陳してゐる部分である。②は拾遺について部分的ながらも説を聞く折のあつたことを示す言葉として読みうるのではないか。①は俊成の眼を避け、陰で独り(集を)読んでいた、と云つてゐるのではあるまい。上に「独リ之レヲ慕フ」「窃カニ之レヲ握翫ス」云々の如き文辭が在るにせよ、この「説」は、講読により、清濁・アクセント等の知識をも含めて本文を授受することを意味してゐるのではないか。①は、(集について)俊成

の面前でそのような折が直接には存在しなかつたと云うのであらう。テキストの継承に関わる事柄を述べていると解される。それゆ

え②も又、説の継承に関わらせて読み解くべきだと思われるのである。僅かに聞き得たという「其説事等」の中に或は「師説」も含まれていたのかも知れない。

第二に、俊成の、師説或いは基俊説に対する信頼の程は、約んど絶対的であつたように見える点に注意したい。例えば「掲揚した」「あまのまてかた」をめぐる条では、「所習之説」は「まてかた」であり、「金吾所授」にも「不及両説」とあつて、間違ひなく「まてかた」であるとする確信が俊成には存したのであるろう。それゆゑ清輔の態度をも敵しく批難しえたのだと思われる。より端的な例は後撰註最末歌(雑四・1260)「さくさめのとし」をめぐる註に見られる。

5今こむといひし許ヲいのちにて／待にけぬへしさくさめのとし  
金吾説 さくさめの刀自ハ、姑之名也、／作者自称也者、

庭訓 古今後撰両集已受彼人説、偏信／仰之、至于此事不可背彼命、仍用之、

(中略)

先人此説ヲ或説として猶隨金吾之説了

俊成は(「庭訓」の部分に見られる如く)基俊説を受け、かつ信仰する以上、事此処に至つて同説に背く訳には行かぬとして、同説を採用した。但し「少年之昔」聞いた説として、(右に中略した部分において)

弁乳母―讀岐入道顯綱―伊与三位兼子(俊成の外祖母、俊忠室の母)

の如く延々と保存されてきた説「<sup>(註25)</sup>早草女の年」――「極秘説」―後撰

第一秘事」とある――を特に参照しながらも結局(定家の記す通り)俊成は同説を「或説」として紹介するのみで、先程の立場に固執して基俊説に随つてしまったのである。基俊説絶対視とも言うべき対応が露わに見られるであろう。

一方、定家の師説・基俊説への対し方は自ずと俊成とも又相違している。以下定家の対応について留意すべき諸点を列記してみよう。

(1) 定家の対応は、もとより(山)の最初に取り纏めておいた基本的な認識の枠を逸脱するものではない。むしろ当の枠を依拠すべき規範として整備・補強しているのは定家自身である。

(2) しかし俊成の如き絶対的依拠は、定家には見られない。例えば先程の「さくさめのとし」の引用5の末尾の直後に、定家は次のように記しつけている。

下愚聞此説、一向帰伏、雖祖師之訓／難用妻母之名、且説く事只可随人所好歟

見られるようにここには絶対視ならぬ相対視の眼差しがはたらいている。その際の根拠は、説に対する当人の主体的な判断と好みにあるのだとされているようである。それは傍線部にもよく現れている。

(3) 師説の相対化ないしは師説のもつ限界の指摘と見られる発言も存することは特に注意される。即ち「和歌事」の七首目、

かへるさの道にそけさはまどふらむ／これになすらふ花なきものを(雑三・1222)

に対して、先ず註文を直接引用の形で「……云々」の如く掲げ、後に「師説不分明」とのみ記しているのがそれである。

〈師説〉概念に関連して二、付言しておきたい。

(二) 定家の用いる「師説」概念には、『間事』におけるような限定した使われ方以外にも、なお例が存在する。

●伊予少将昨日借送元曆式、写取了返之(中略)家絶心愚、万事只惘然、臨期間諸方、又無後世之人、適尋得事、是方々一歟、雖然又不可有不励營、雖九牛之一毛、猶師説大切之故也(『明月記』建久九年一月二十九日条)

●書一首之時三行三字(中略)師説如此

(註26) 『僻案』(下官集)冒頭「書哥事」に見える)

●右此事、非師説、只発自愚意(同書)

これらは必ずしも師説に基俊説と固定して用いられている例ではあるまい。つまり定家の「師説」には、広く師の説を指す一般的な用語法があり、古今・後撰等の説(受けた説)を示す際には、特に分節化した用い方——基俊説を指すことを明示する——がなされるのである。

(四) 例えば『後撰集正義』には「師説」概念が頻出するがそれらは主として『僻案抄』の記載内容を祖述する際に用いられており、今見つつある『間事』における概念内容とは明らかに相違している

(『間事』と『僻案抄』)とに見える「師説」は同一次元にあると考えられる。『正義』には、

師説云、ともくは、共にと云心歟。歌にもあり。そむかれぬといふ心も、おぼつかなし。此歌、中く〜に難儀ともいはれねど、師説もなし。了簡も不及。(後撰・離別・1321の註文)

の如き場合もあつて、同一概念の混在といった事態すら見られる(右の場合は『僻案抄』の記事を直接的に転載したことによるもの)。こうした例を考え併せると、定家における用法、言換えれば当概念の担っている歴史性を更に厳密におさえて行くことが必要になるであろう。

### (iii) 庭訓

俊成説を意味する当概念は『間事』中に二つ、いずれも後撰註に見える。但し双方とも既に引いたところであり、一つは「あまのまてかた」に、一つは「さくさめのとし」(先引5)の条に各々掲げられていた。改めて次の諸点を指摘しておきたい。

(イ) 右二例のうち前者は、「庭訓」として「先年参崇徳院之時」以下「頗無其謂事歟」迄を載せるが、この部分は『僻案抄』に「此哥先人命云……庭訓如此」として引用されている記事とはほぼ完全に一致する。『僻案抄』には右の後に若干の言葉が添えられているものの「間事」ではもとよりその種の記事は無い。即ち『間事』の記事は、全文俊成説そのままの引用に他ならない。定家の対応に見られる祖述性という側面を先ずおさえておきたい。

(ロ) 後者「さくさめのとし」の場合は、右と全く逆の対応が見られる。先にも触れた通り、定家は積極的に自らの判断を提示する。こ

の場合「秘説」「秘事」の価値を認めて採用するのであるが、その限りで基俊説をも、また同説に拘泥して自説を呈示しない俊成の態度をも、共々相對化するのである。

(イ) 右の(イ)・(ロ)は際やかに相反する態度であるが無論、定家の認識の中では、二つの態度は分裂することなく統合されつつ存在したのである。先の(イ)清輔説の場合と同様、ここにも非一義的な対応を認めてよいかも知れない。

#### (iv) 家説

「家説」と明記して説を掲げているのは三例。後撰註にのみあり拾遺註には存在しない。

(ロ) 拾遺註に見られない点は重要なのではないだろうか。なぜなら拾遺註の場合、説の継承という面でやや条件を欠いていたからである。つまり「家説」は、師説—庭訓—家説の経路で正しく位置づけるのに適わしい、確実な由緒・根拠を有する場合にのみ用いられているのではないかと推測される。

(イ) 三例のうち、(イ)清輔説を検討した際例示した「おほつふね」の項、そして「あまのまてかた」の項の場合に特に著しく現れているが、「家説」は基本的には、如何なる本文に依拠するかという観点に発していると思われる。その上で取捨した本文の形に即した解釈が立てられているのだと理解される。従って「家説」とは云っても、解釈をめぐる説一般を意味しているのではなく、その内実は、従うべき本文に基づいた説という範疇にひとまずは限定されている

ものと考えられる。例えば天福本後撰集の勘註にしばしば見られる「家説」も又、こうした範疇の中で用いられているのであろう(勘註の表示型式参照)。定家の「家説」の用例は他にも見出すことができる。また周知の通り中世「家説」概念は一種の通俗化を伴って広く用いられて行く。それらを振り分けて行く為にも、先の「師説」概念と同様、用例の厳密な位置づけが求められるはずである。差し当り右に述べたような範疇が存すると推測されることに留意したいと思う。

(ロ) 同で述べた通り、「家説」は本来書誌的な次元の問題であったものに、説の継承という要請が結びついて徐々に昇華された概念である、というように大雑把には理解されよう。ところでこうした概念枠組の成立を促したのは俊成であったと思われる。それは定家の次の如き発言(『顯註密勅』)によって明らかであらう。

先年前金吾基俊の説を受けて書たりしかば、本の説をうしなはず、(後成)  
是此取<sup>(定家)</sup>要て我家の説とすと申されしを、むかしき<sup>(註28)</sup>侍しに  
定家は「間事」において、俊成の設定した枠組を更に後撰・拾遺にまで拡張して確認・整備したということにならう。

以上、定家の認識の媒介となった諸説を個々に眺め、合わせて定家の対応を見てきた。それらの対応の様相を結び合わせることによって定家自身の見解、即ち「視聽之所及」を知りうるはずである。述べて来たところを強いて要約しながら定家の認識像を素描してみよう。

(イ) 祖述性

師説・庭訓・家説に依拠し、自らの説をそれらと重ね合わせて記載するという性格を先ず指摘しうるだろう。例えば「あまのまてかた」の項のように、清輔説に対置・批判の姿勢を示すのではあるが論拠自体は、ことごとく庭訓に依存している場合もあった。ここで改めて、受けた説を記すというのが『間事』の論理に見られる一つの軸であったことを想起すべきであろう。『間事』の記載は(特に後撰註において顕著であるが)基本的にはこうした祖述という性格に還元しうらと思う。

(ロ) 私性

(イ)の性格に強く傾く一方で、定家自身の私的な判断を積極的に加えるという性格も色濃く現れている。その結果、師説・庭訓を相対化するに至る場合もあることは既に見た通りである。先には触れなかったが、継承した説に、私的な知見を組み入れながら解釈を充実させている場合も見られる。後撰註「詞事」の「みな月はらへ」(夏・215についての註と考えられる)の項で、註文の終りにやや下げて小ぶりの字で「長元之比或人記」云々と書き添えているのは、この種の例である。自己の私的な関心を打出すという姿勢は、説の継承性のやや稀薄な拾遺註の場合、より鮮やかに見られる。拾遺集(抄ではなく)に対する好みを強調している点はそうした現れである。

なお今挙げた拾遺集好みに関連して付言すると、定家は「建曆之比」「上皇論言曰」として後鳥羽院の見解を援用しているのは注意

される。院の説の趣旨は——抄の歌は「平懐」を先としていて「甚深妖艶之風情」を多く洩らし棄てている。抄を捨てて集を用いるのが「道之本意」である、とするもので、新古今時代語とも呼ぶべき言葉を交えながら、集好みを語っている。拾遺註の最末に殊更(註30)こうした院の言説を引用している理由は何か。一つには、集好みは単に定家一人の私的な嗜好ではなく、時代の歌壇を主導した後鳥羽院の好尚にも叶っていたことを強調する——暗黙の内に、院との鑑識眼や価値観の共有意識を伴っている——意図によるものではなからうか。ここにもまた私性の発現を認めらうと思う。

さて右に述べた(イ)・(ロ)二つの性格は一見相反するようであるが定家の認識の内側においては、矛盾なく補い合いながら共存していたと考えられる。このような定家の統合とも呼ぶべき在り方を含み持ちながら定家の註釈的営為が展開せしめられたのだとするなら、この在り方は定家の(註32)に独自の相貌を与える要因として作用することになったはずである。

ここで、先に述べたところを想起しよう。私たちは、定家の註釈的営為を支えるものとして、共同の場から個的な領域へと至る精神的ヴェクトルの移り行きを想像してみた(2節)。仮りにそのような過程が存在していたとして、結果として提示されている「視聽之所及」が右で見たような「定家の統合」を呈しているのだとすれば、二つの様相を突き合わせて考えられるのは次のような事柄である。即ち、問題は個的な領域の内実にある。定家の求めたのは純粹に「個」あるいは「私」の夢想や觀念のみを根拠とする領域で

はなかつた。むしろ個・私の認識がよつて立つ根拠を、師から門弟へ（道統）父から子へ（家系）の二つの系譜に支えられた伝承性・継承性という原理に求めたのである。定家の赴いたのは、そうした原理を包み込んである領域であり、定家も又自らが赴く領域のそのような在り方を異和なく受け容れていたに違いない。

#### 4 〈学〉の形成

前節では、諸説の媒介性を探りながら定家の認識の在り方を見た。言い換えれば採り上げられている〈説〉の諸相をおさえながら、定家の論理の構成を辿ってみたのである。次に、そのような構成は、定家自身の〈三代集学〉形成の過程においてどのような位置を担っているのか、更に動態的に追ってみるべきであろう。差し当り次のような課題を立てることができる。

- (1) 定家の認識の背後あるいは基盤には三代集校訂作業の過程が存在する。両者はどのように関連し合っているのかを追究すること。
- (2) 〈学〉の形成過程には、『問事』の前後に言わば前史と後史がある。先ず前史で、『願註密勘』から『問事』へという過程をどのようにおさえるか。
- (3) 続いて後史。『問事』から『僻案抄』への過程をどのようにおさえるか。

今(1)・(2)を割愛して(3)のみについて少し触れておきたい。(なぜならば、(1)については既に先学の緻密な研究があり、<sup>(註33)</sup>(2)については『問事』に

は見られない古今集註の問題も絡まるゆえ、事は複雑であつて別途の考察を要すると考えられるからである)従つてここでは〈学〉の形成史の一部のみを眺めるに止まる。

小論の最初にも述べたように、『問事』は内容上のちの『僻案抄』と緊密な関係にある。従つて『僻案抄』への展開を辿ることにより、同書の側から『問事』の姿を逆照射することになるはずである。

さて『問事』から『僻案抄』への展開を手短かに言い表すなら、それは註釈書への秩序化の過程であることができる。例えば記載形式について見ると、『問事』に存した幾つかの特徴は全て整序されている。事書の形式は解消され、「……云々」の形で直接的に引用されることの多かつた諸言説も概ね整頓され、一部の歌句を省いて引用されていた掲出歌も全形の引用に改められ、書写型式の不揃いも全て統一される、という具合である。また排列についてみると、後撰註の冒頭に在った「作者事」は『僻案抄』では註歌の後に一括して置かれている。「詞事」も別立てされることなく歌の註と共に取扱われている。結果『僻案抄』は掲出歌のもと逐一註文が付されて行く、通常の註書の体裁を備えることになる。逆に言えば『問事』は註書としては未整理である。或はより非註書の性格を見せているとも言える。こうした過渡的とも見られる性格もまた『問事』の一面であり、定家によつてよしとされたものだと見るべきであらう。





6かへるさの道にそけさはまとふらむ／これになすらふ花なきものを

此哥尤可書題、而題しらすと書、／可謂不審、貫之集又無此哥、／仮令、見無比類花之人、余味深之余ニ／迷帰路之心歎云

師説不分明

右は前節で師説を検討した際に既に参照したが、(ii)・(v) 当面の問題に即して読み直してみよう。「師説」はこの歌の詞書に不審を呈する。詠作事情を示す詞書が在って然るべきなのに、題しらすとのみあるのを疑問視しているのであろう。やや解釈し難い点を把えてそのように云うのであろう。「貫之集」云々は、拾遺の前の歌の作者名から此の歌(122)も貫之歌ということになるものの、貫之集に見えない点を指摘していると解される(ちなみに此の歌、伊勢集Ⅱ・43)にあり。但し「かへりくる道にや」の形<sup>(註34)</sup>。ともあれ見られるような解釈が一先ず提出される(「仮令」以下)。さて定家は以上の「師説」をただ一言「不分明」と評するのである。師説もまた十分に明確な解釈たりえていないことを云っているのであろう。(先に私たちは、これを師説の相対化と呼んだ)結果として定家は『僻案抄』の註歌の中から、右の歌を除棄している。この例から次の点を知りうると思う。

●『僻案抄』段階では、説々について、註書中に採録するに足る実質を備えているか否か、一定の取捨選択がなされていたかどうかと。

●と同時に『間事』には、そうした説の見極めに達する以前におい

て、定家はいかなる判断を持っていたかが示されていること(即ち認識の過程が保存されていること)。

こうして、『僻案抄』において除かれることになる註を参照することによって、『間事』から『僻案抄』へ至る間の、定家の認識の移り行きを垣間見ることになり、併せて『間事』の性格の一端に改めて触れることにもなるのである。視点を變えて、『間事』に在り『僻案抄』にも註の見える場合はどうだろうか。言うまでもなく両者を容易に比較できるのだから、認識の推移を一層端的に知りうるはずである。

先の表に○印を付した歌々に対する両書の註文を対照してみると、『僻案抄』では註書として形式的な整序化が図られるのに応じて、註文内容にも又、例証の増化、新しい論点の導入、書誌的な事実の厳密化<sup>(註35)</sup>などの変化が認められる。私たちは、正に〈学〉の形成過程に、しかも当の〈学〉が徐々に深化せしめられて行く過程に立ち合うことになるのである。而してこのような過程の行く方を見届ける為には、『僻案抄』の本文内容を更に細かく検討する必要がある。今は大筋を想定しておくだけに止めたい。

〈註〉

1 『間事』を後撰集・拾遺集の享受史あるいは註釈史という見通しの中で捉えようことは言うまでもないが小稿では、より定家論の次元に引き寄せて考えてみたい。

2 野口元大「定家自筆本『三代集之間事』について」(『国語国文学研

究」5 昭44・12)、並びに右を吸収・補訂した同「三代集之間事(翻刻・解説)」(小沢正夫編『三代集の研究』(昭56 明治書院)所収)参照。以下野口説を引く場合は後者に拠る。

3 『間事』本文の引用は注2の翻刻に拠り、必要に応じて他本を参酌する。また私に読点を付す。

4 その冒頭に「三帖の注、はからざるほどにつたへ見侍ぬ」云々とある。(日本歌学大系・別巻五による。以下の引用も同じ。)

5 注2の翻刻所収書の口絵の写真版参照。

6 その場合、「間事」とは何か。普通には「アヒダノコト」とよみ、「三代集の間事」とは何か。程意に解されていると思う。しかし「間事」は「カンジ」で、事書の形式で記述する際に用いられ、秘事、転じて故実の意をもつと解しうる、との御教示を田中裕氏より得た。本書は、後撰註については將に事書の体裁である点や、同註に「秘説」「秘事」「秘奥之説」への言及の見られる点を考慮すると、田中氏の言われる意での「カンジ」と読む可能性を改めて検討してみるべきだと思ふ。以下少し私見を付してみる。

(1) 「……間」については、峰岸明「今昔物語集に於ける変体漢文の影響について——「間」の用法をめぐって」(『国語学』36 昭34・3) 丸山諒男「接続助詞的な「間(あひだ)」について」(『大東文化大学紀要』3 昭40・1) によって理解を得ることが出来る。後者には「……之間」への論及があり『明月記』の用例も示されているが、当面の問題は「……之間事」の形で用いられる際の「間事」の意味である。

(2) 「……之間事」の用例は『明月記』から数多く拾い得る。例えば「定成中将談事等多、本府之間事也」(建久九年一月一日条)「参籠伺候之間事、只左右可随大殿仰之由也」(正治二年七月一日条)「宗基来相示、庄之間事乎」(同二〇日条)「詩歌合之間事有内々仰、愚息兩人之歌可築筆之由也」(建暦二年四月二七日条)「阿闍梨来談、灌頂之間事也」(同九月二四日条)「被仰大嘗会之間事等」(同二七日条)「参

室町殿、先是長清朝臣来臨、臨時祭彼之間事云々」(嘉祿元年一月五日条)「大炊御門中将来臨談……五節之間事少々聞之」(安貞元年一月二七日条)等は、内容とかみ合わせて読むと、いずれも「……之間事」乃至「……ノ間ノ事」と訓むのが適わしいのではなからうか。

(3) 定家動物の見える『四条中納言集』(尊経閣叢刊の複製本による。池田亀鑑解題参照)／つからむ方こそあらぬ……(定頼1・186)の詞書「あちこの弁にかれ／＼になり給けるころ、菊の花をたてまつると」に頭書されている定家の動物に次の如くある。「為時弁也」紫式部没後／祖父存／生之間事歟」これは大式三位が「あちこの弁」と呼ばれた理由を註したもので、紫式部の没後も賢子の祖父為時が存生していた故にそう呼ばれたのであろうか、の意と読める。この用例なども「……ノ間ノ事」であろう。

(4) 小山登久「公家日記に見える「之」の字の用法について——平安時代の資料を対象に——」(『語文』32 昭49・9)によれば、「之」の下接語すなわち「之」の字を伴う語のうち、「事」は他に比して「之」との結びつきの度合が極く低く、この傾向は、小山氏の用いた資料に関する限り、平安初中末を通じて一貫している由である。これを定家の用例についても援用しようものとするれば、「間事」は「間之事」(間ノ事)であるが、「之」字の一般的な用字法に促されて同字を欠いて表記された形である、と説明しよう。(小山論文には「之間」についても注意すべき指摘が見られるが今は省略する。なお同論は、「之」字が修飾・連体修飾の関係を示す場合、さらに、「之」の下接語が一字の名詞または形式名詞の類である場合という前提に基づいて立論されていることに留意したい。)

(5) 先記の如く『間事』の記事内容に照らすと、或いは、定家じしん「三代集之間事」の名のもと、自らの知見を秘事・故実として筆録することを意図していたかも知れない。しかし「極秘説」「秘事」「極秘事」等の「秘説」的な口吻は全て後撰註末の「さくさめのとし」の項

に集中しており他に広く認められるわけではない。同註最末尾に「秘奥之説」の語句が見えるがこれは直前に在る「さくさめのとし」の項の（右掲の如き）「秘説」的諸表現に引かれたものと思われる。又この最末部は全体の趣旨を約説した識語（ないしは奥書）であると直ちに見做しえない。「間事」全体から受ける印象では、秘事・故事を提示あるいは確認することが主要な目的となっているようには見えない。それゆゑ「間事」は秘事・故実を意味すると解するのに一定の留保を付したいと考える。

(6)「間事」の用例は更に集められるべきであるが、以上の諸点に依拠して今は、(結論のみを言えば)「アヒダノコト」のよみを探り、その意味も一般的な理解に近いところで見ておきたい。

用例は多い。「是日清大外史、於禁裏被講申左伝、令終一部功給、被下宸筆御奥書、後日予拜見了(中略)春秋左氏伝一部受説畢」(「康富記」嘉吉三年六月二日参)などは同一の例ではなく時代も下るが参考になるか。

8 但件本、依三不審事多以先年受説本用捨書出之由、先人命也(古今集貞応元年六月一日本定家識語。飛鳥井雅縁「諸雜記」所載)『国語国文』(昭24・10)所載翻刻(浜口博等)、「作者名字等、家々本多相替、随三所受之説書之」(後撰集・貞応元年九月三日書写本定家識語)『後撰和歌集総索引』(昭40 大阪女子大学)に各々より点等を付す。

9 \*は他本により改めた部分。括弧内は底本の形。以下同じ。  
しかし註6・(6)に記した通り、これを奥書・識語の類と見てよいかどうかは疑問。この点は伝本の問題とも関わる。別途に考えたい。

12 11 「諮問」した主体として歌壇の主宰者を想定しうるか。  
慎重な態度の中に、歌壇状況を対象化して把える眼、並びに「視聴之所及」を述べれば何がしか公的な意味を帯びざるをえないという自覚を、各々読みとらう。

13 「天平延暦未為植物名以近代承和改和字為加字用菊事」云々とある。

14 少くとも承久三年の動乱とそれ以後——定家にとっては極く近い時代——を指してはいない。

15 掲げた奥書の字句には、本により、廿八・廿一、沈老・陸沈遺老・陸沈老などの異同がある。

16 署名の在り方にも微妙に情況の反映が見られるかも知れない。ちなみに貞応元年に注目して定家の三代集書写本奥書に記された署名を見ると、次の通りである。『古今和歌集成立論 研究編』『拾遺和歌集の研究 伝本研究篇校本篇』、後撰は註8所掲書による。

(古今)六月一日書写本一戸部尚書、六月十日書写本一八座陸沈遺老藤定家、九月二日書写本一戸部尚書、十一月二日書写本一戸部尚書藤(後撰)七月三日書写本一戸部尚書藤、九月三日書写本一戸部尚書藤定家(拾遺)七月八日書写本一戸部尚書藤  
おおむね類型的だが中において傍線部の例は注目される。定家の三代集関係書に限っていうと、このような個的とも私的とも思われる響きの窺えるのは承久三年から貞応元年にかけてで、前後には見られない。無論、染筆の対象に規制されたものとも解しうるが、むしろ時期の問題を重視したい。この点は野口氏の読みと異なることになる。

17 背後には承久三年の動乱という状況がある。惣じて政治・社会などの外的状況は定家の註釈の管為とどのように関わっていたかは興味深い問題であるが、臆測以上のことを言うだけの材料は今のところ存在していないのではなからうか。

18 その際、定家の用いた「奥義抄」のテキスト如何という問題がある。「間事」の記事も右の問いを考える材料とならう。定家自筆の「下巻餘」(図書館善本叢書『平安時代歌論集』(昭52 八木書店)所収)をも引き入れながら細かに検討するべきだと思つた。

19 同抄第四、言語部(世俗言)中に、  
身にいたづき(いたづがはし(き)也。勞字也。おもひいたづきてなどいへるも、同心也。滑輔抄にも釈し之)

とある。傍線部は「奥義抄」下巻余・問答の「十二いたづき」項を

指していると思われる。但し御抄の例は「清輔抄」と明記している点で『間事』の場合と異なる。

20 例として主に「和歌事」の記載を挙げたが「詞事」に掲げる二例のうち少なくとも一例は、これも『奥義抄』の言説を直接指して註している部分を含むと思われる。即ち「庶明卿任中納言之時大臣被送裡事」(雅一・111213の贈答歌)の註文末尾の「不可有除名之疑」は、『奥義抄』に「もし除名の人にてありけるが中納言になれるにや」云々と釈しているのを指している。

21 「そがぎくは黄菊なり。承和のみかどはよろづの物きなる色をめでたまひて、菊もきなるを愛し給ひけるなり。されば承和の黄なる菊をいふなり」云々とある。

22 数学大系本『奥義抄』には相当する記事不見。

23 「密勘」における顕昭説への対置・批判の論理と、跋文における顕昭の博覧に対する讃嘆——但しこれとて手放しの褒め詞ではないが——を想起すべきだと思う。

24 古今集・貞応二年七月二日書写本奥書に(同廿八日令誦合畢。書入落字畢。後撰集・貞応元年七月一日書写本奥書に「同十五日以子息令誦合直付落字訖」とあるのは直接には書写の誤りを訂正する為のものであるが「誦」の意味を考える材料となる。なお久松潜一「日本文学研究と古典講読史」(『鶴見女子大学紀要』1 昭38・11)〔著作集1(昭43至文堂)所収〕等参照。

25 大養廉「藤原顕綱の系譜」(『国語国文研究』14 昭34・10)参照。  
大野晋「藤原定家の仮名遣について」(『国語学』72 昭43・3)、同「日本語の成立」(『日本語の世界』1(昭55 中央公論社)第十四章参照。  
日本歌学大系・別巻五解題参照。

26 『顕註密勘』定家跋文中の一節。  
この記末詳。春記あたりか。同記長元頃の記事(同四年の極く一部の佚文を除いて原存しないが)に拠ったものもあるうか。なお『資房卿記』の引用は『僻案抄』に見えるほか『明月記』にも同記を参照。

27  
28  
29

30 書写した旨の記事が見える。  
前段よりやや字を高く記す書写形式、前段の「そかきく」の註文内容と別種の記事である点等は、ことさらな印象を与える。その理由の一つは下述する如くだが、更にここから、拾遺註の主要な関心は集の価値や集に関する基本的な認識を示すことにあったことを確かめうる(この点は少しのちでも触れる)。

31 谷山茂「二載和歌集」(笠間影印叢刊49 解題(昭48 笠間書院)94頁。近代的な学、の意ではなく、定家なりの学という程の意に用いている。

32 西下経一「古今集の伝本の研究」(昭29 明治書院)、岸上慎二「後撰和歌集の研究と資料」(昭41 新生社)、杉谷寿郎「後撰和歌集諸本の研究」(昭46 笠間書院)、註16所掲書など。

33 掲出歌の本文は定家本とも他の後撰集諸本とも異なる特異なものである(同様の例が他にも一つある)。定家の本文校訂過程における一つの姿だとも考えられるのだが、本稿の趣旨を口頭発表した折(和歌文学会大会、昭56・10 於徳島文理大)片桐洋一氏より、単純に扱えないこと、定家の他の註釈書(例えば顕註密勘)の掲出本文の傾向なども慎重に考え合わせるべき旨の御教示を得た。更に考えたい。

34 例えば行成本の本文を重要な資料として援用する点など。『間事』に行成本の影が薄いことは早く岸上慎二氏に指摘がある。註33所掲書63頁。

35

〔補註〕岸上氏によつて「定家の柔軟な態度」(先掲書153頁)として強調されている点を、概念化して言い表した。  
\*  
\*  
小稿を成すにあたって昭和57年度科学研究費補助金(奨励研究A)の援助を得た。

40

41

42